企業内転勤ビザ 申請パーフェクトガイド

外国人社員の日本拠点の異動を成功に導く、適格性診断とコンプライアンスのすべて

ビザ申請サポートNavi東京 / 加納行政書士事務所 監修

NotebookLM

制度の全体像：企業内転勤ビザとは何か？

対象機関

外国の事業所から日本の事業所への異動。外資系企業、日系企業、さらには独立行政法人等の公的機関も対象となります。

対象者

企業展開を支える「専門技術者」。単なる労働力ではなく、専門的知識を持つ人材の国境を越えた異動を促進します。

在留期間

「5年、3年、1年、3ヶ月」のいずれか。就労予定期間や企業の安定性を総合的に審査し、法務大臣の裁量で決定されます。

NotebookLM

最適なビザの選択：自社が本当に必要な在留資格はどれか？

	企業内転勤ビザ	技術・人文知識・国際業務ビザ	経営・管理ビザ
目的	グループ企業内の異動	新規雇用・無期限の就労	日本法人の経営・管理
期間の前提	期間の定めあり（期間限定）	期間の定めなし（長期就労可）	役員任期等に基づく
役職	専門技術・知識ワーカー	専門技術・知識ワーカー	社長・支社長等のトップマネジメント
過去の在籍要件	直前1年以上の海外グループ勤務必須	不要（学歴・実務経験で審査）	不要（出資額等の要件あり）

NotebookLM

法的な「転勤」の定義：資本関係が絶対条件

企業内転勤ビザにおける「転勤」は、単なる業務提携先への出向を意味しません。

業務提携（不可）

単なる取引先や提携先への異動は対象外。

資本的関係（必須）

異動する法人間に、明確な「資本的な関連性」があることが必須条件です。本店・支店間の異動はもちろん、親会社・子会社・関連会社間の異動が対象となります。

NotebookLM

資本関係マップ：許可される異動ルートの可否

本店と支店（営業所・部署間）の異動から、子会社・孫会社間の異動まで幅広くカバーされますが、資本のつながりが薄いルート（関連会社同士など）は対象外となります。

NotebookLM

資本要件の閾値：「子会社」と「関連会社」の明確な基準

子会社

議決権の過半数（>50%）を有している場合、子会社として認められます。

関連会社

議決権の20%以上を有している場合、関連会社として認められます（子会社の関連会社は不可）。

ひ孫会社の特例

原則として「ひ孫会社」は対象外ですが、親会社から一貫して100%の出資がある場合に限り、特例として対象となります。

NotebookLM

個人要件の審査基準：5つの必須要件（5-Pillar Framework）

ビザ取得 (Visa Approval)

① 機関

本邦に事業所を持つ公私の機関であること。

② 転勤

法人間に確実な資本関係が存在すること。

③ 業務

「技術・人文知識・国際業務」に該当する専門的業務であること。

④ 期間・実績

直前1年以上の海外拠点での勤務実績と、日本での期間の定め。

⑤ 報酬

日本人と同等以上の給与水準であること。

NotebookLM

要件③ 業務内容の一致：求められる3つの専門領域

日本で従事する業務は、「技術・人文知識・国際業務」ビザと同等の専門性が求められます。

専門知識

技術（Technology）

ITエンジニア、プログラマー、機械・建築の設計者、技術者など、理系分野の専門知識。

人文知識（Humanities）

法務、財務等の管理部門、マーケティング、商品企画などの営業部門など、文系分野の専門知識。

国際業務（International Services）

翻訳・通訳、国際取引、英会話講師など、外国の文化に基盤を有する思考を必要とする業務。

NotebookLM

要件④ 在籍要件：「直前1年以上の継続勤務」の絶対ルール

対象となる従業員は、日本へ転勤する「直前」に、外国の事業所において、専門的業務に「**1年以上継続して**」従事している必要があります。

※注意ポイント：異動直前の1年間であることが重要です。過去に数年働いていたが、直近で別の会社にいた場合は要件を満たしません。

NotebookLM

要件⑤ 報酬水準：日本人と同等以上の給与要件

企業内転勤ビザでは、不当な低賃金労働を防ぐため、厳格な報酬要件が定められています。

転勤してくる外国人従業員に対し、同じ職務に従事する「日本人従業員と同等額、あるいはそれ以上の報酬」を支払う必要があります。自社の給与規程や、同業他社の相場と照らし合わせて客観的に証明できることが求められます。

NotebookLM

リスクマネジメント：申請を阻む3つの落とし穴

要件を満たしているように見えても、実務上多くの企業が陥りやすいコンプライアンス上の罠が存在します。確実なビザ取得のため、以下の3つの重大なリスクを事前に回避する必要があります。

落とし穴①:
単純労働の混入

落とし穴②:
期間設定の誤解

落とし穴③:
経営者・役員の要件違い

NotebookLM

落とし穴①：「単純労働」は一切認められない

企業内転勤ビザは専門的知識を持つ人材のためのビザです。
専門性を要求されない業務に従事させることは違法となります。

NotebookLM

落とし穴②：「無期限の異動」は対象外

法令上、企業内転勤ビザは「期間を定めて」
日本に異動する転勤者を対象としています。

NotebookLM

落とし穴③：トップマネジメントは「経営・管理ビザ」へ

赴任者の「日本での役割」によって、該当するビザが根本的に異なります。

社長・支社長など経営トップ

✕ 企業内転勤ビザの対象外。

日本拠点の経営や事業の管理を主導する立場の場合、独立した「経営・管理ビザ」の取得が必須となります。

専門技術者

部門マネージャー

現場スペシャリスト

✓ 企業内転勤ビザの対象。専門的な実務や、特定部門の業務を遂行する立場であれば本ビザの対象となります。

NotebookLM

確実なグローバル展開への第一歩

複雑な資本関係の証明や、業務内容の適格性アピールなど、企業内転勤ビザの申請には専門的な法務ノウハウが不可欠です。完全予約制の無料相談で、貴社の状況に合わせた最適な取得ルートを診断いたします。

加納行政書士事務所（代表：特定行政書士 加納 裕之）
東京都千代田区平河町1-3-6 BIZMARKS麹町510（半蔵門駅徒歩3分）
Tel: 03-6403-5295（平日10:00-20:00）
運営：ビザ申請サポートNavi東京

Webサイトの「お問い合わせ」より、無料相談へお申し込みください。

NotebookLM